

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	〇〇中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2022/09/10	2022/10/25	石油ふろがま	北海道					○	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○浴槽に水張りを行い、3時間後に当該製品を点火させたところ、約20分後に循環パイプから火が出ているのを発見し水道水で消火したとの申出内容であった。また、事故発生後に浴槽内を確認したところ、排水栓はされていたが水は残っていなかった。○当該製品は、全体が熱変色しており、上側循環パイプが焼損していた。○バーナー、かま内部、制御基板及び電気部品等に出火及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品は脱衣所に設置されており、空だき防止装置はコード側を上向きに取り付けられ、コードを伝った水が同装置内に浸入し端子部が腐食しており、端子間の抵抗値に異常が認められた。●当該製品は、施工業者による空だき防止装置の施工不良により、空だき防止装置に水分が浸入して同装置が故障したことで、空だきとなった際、空だき防止装置が機能せず、出火したものと推定される。なお、工事説明書には、「空だき防止装置のカバーの上下(コード側が下)を確認して取り付ける。」旨、記載されている。	
2022/11/14	2022/12/26	石油ストーブ(開放式)	滋賀県	1				○	(火災、死亡1名)建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は、著しく焼損して樹脂部品のほとんどが焼失し、落下物との衝突によって大きく変形していた。○天板の裏面、燃焼筒の外炎筒内側及び内炎筒外側並びにしん案内筒内側にすずの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは、当該製品内に装着された状態で発見された。○カートリッジタンクと油受皿に腐食等による油漏れの痕跡は認められなかった。○しんは消火位置に下がっていた。○置台中央部に過熱の痕跡はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、異常燃焼及び油漏れの痕跡はなく、しんは消火位置に下がっていたことから製品に異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/11/22	2022/12/26	石油ストーブ(開放式)	高知県			1		○	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、当該製品を含む2台の石油ストーブを使用して新聞を読みながらうたた寝をし、頭部が熱くなって目を覚ますと周辺が燃えているのを目撃した。○当該製品は使用者の足下側で使用し、もう1台は使用者の頭側で使用したとのことであった。○当該製品は、前面下部の外郭が著しく焼損していたが、側面及び背面の外郭の焼損は軽微であった。○燃焼筒の外筒には溶融及び変形がなく、燃焼筒内部のすずの付着は軽微で、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは、先端にタールの付着はなく、対震自動消火装置の作動位置まで下がっていた。○カートリッジタンクに膨張等の変形は認められなかったが、給油口が焼損して黒く変色し、樹脂部材の油量計が溶融していた。○油受皿、置台及びその他の部品に油漏れ等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	同日発生石油ストーブ(開放式)の事故と同じ案件
2022/11/22	2022/12/26	石油ストーブ(開放式)	高知県			1		○	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者は、当該製品を含む2台の石油ストーブを使用して新聞を読みながらうたた寝をし、頭部が熱くなって目を覚ますと周辺が燃えているのを目撃した。○当該製品は使用者の頭側で使用し、もう1台は使用者の足下側で使用したとのことであった。○当該製品は天板がへこみ、ガードが変形し、外郭の下部に軽微な焼損が認められた。○燃焼筒はガラス製外筒が破損していたが溶融はなく、燃焼筒内部のすずの付着は軽微で、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは、先端にタール付着等の異常燃焼の痕跡はなく、対震自動消火装置の作動位置まで下がっていた。○油受皿、置台及びその他の部品に油漏れ等の出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは、僅かに膨らんでおり、油量計の樹脂部材は溶融していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	同日発生石油ストーブ(開放式)の事故と同じ案件
2022/11/23	2022/12/26	石油ストーブ(開放式)	北海道			1		○	(火災)建物を全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品を運転させて10分後に当該製品の前面1~2cm程の距離に置かれていたごみ袋から炎が上がっていた。○事故発生時、使用者は、当該製品の温風吹出口付近にあったごみ袋を移動させずに当該製品を運転させたとの申出内容であった。○当該製品は全体的に焼損しており、特に正面、右側面及び背面右側下部が著しく焼損していた。○電磁ポンプ、燃焼用モーター、制御基板等の電気部品は著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは若干膨らんでいたが、残存していた燃料にガソリン等の揮発油の混入は認められなかった。また、油受皿に腐食等はなく、異常は認められなかった。○置台前面側の表裏に溶融した樹脂の付着が認められた。●当該製品は、使用者が当該製品の温風吹出口直前に可燃物を置いたまま当該製品を運転させたことで、温風吹出口からの温風により可燃物が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「カーテン、布団、毛布など燃えやすいものそばでは使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
2022/11/30	2022/12/26	石油ストーブ(密閉式)	北海道					○	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は事故発生の1時間ほど前に当該製品の運転スイッチを押して消火し、その30分後に、再度消火していることを確認して外出したとの申出内容であった。○当該製品は全体的に著しく焼損しており、上部右側に落下物によるものと思われる変形が認められた。○燃焼部及び排気経路にすずの付着は認められなかった。○燃焼用及び対流用モーターはいずれも外郭が焼損していたが、軸の固着はなく、出火の痕跡は認められなかった。○基板、コンデンサー及びトランスに出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは電源プラグから約30cmの位置で断線していたが、栓刃を含め溶融痕は認められなかった。また、内部配線は被覆がほとんど焼失していたが、断線箇所は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重病	軽傷	〇〇中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2022/01/02	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	福岡県			1		〇	(火災、重傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	〇当該製品を使用していたところ、集合住宅全体が揺れるような音と同時に、当該製品の温風吹出口より炎が吹き出し、居室内の天井が破損、訪問者が額に火傷を負ったとの使用者の申出内容であった。〇当該製品の燃料をGC/MSで分析した結果、ガソリン等の異種燃料の混入は認められなかった。〇ケーシング表面及び温風吹出口にすずの付着が認められ、正面上部の操作表示板が熱変形し、背面のエアフィルター上部の空気吸気口に破損が認められた。〇本体内部右下の制御基板に実装されているトランスとリレーに熱変形が、また一部のリード線の絶縁体表面に熱変色が認められたが、製品内部に出火の痕跡は認められなかった。〇分解した当該製品を再度組み立てて燃焼状態を確認したところ、異常燃焼は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/01/07	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	青森県					〇	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇当該製品は、事故発生以前からカートリッジタンクの口金部から油が漏れていたが、そのまま使用を続けていたとの申出内容であった。〇カートリッジタンクの口金の弁から「ポタッ、ポタッ」と灯油が漏れることが確認された。〇置台左側及び油受皿下側の焼けた残さから灯油成分が検出された。〇当該製品の燃焼筒にすずの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、使用者がカートリッジタンクからの油漏れを認識したまま使用を継続したことから、給油時にカートリッジタンクからタンク室内にこぼれ落ちた灯油が、置台の縁周辺のほこり等にしみこむ形で残留し、当該製品燃焼時の熱で気化し、引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油後、給油口金は確実にしめ、こぼれた灯油はよくふきとる。」旨、記載されている。	製造から35年以上経過した製品
2022/01/08	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	岐阜県	1				〇	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	〇当該製品は焼損していたが、全体的に焼けは弱く、塗装は残っていた。〇前面ガードが取り外された状態で使用されていた。〇燃焼筒に付着したすずはわずかで、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇しんは最大よりも少し下の位置にあり、消火位置ではなかった。〇カートリッジタンクに変形はなく、蓋は閉まっていた。〇油受皿に腐食はなく、油漏れは認められなかった。〇置台は焼損していたが、吹き返しの痕跡は認められなかった。〇当該製品に残存していた燃料を確認したところ灯油であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に油漏れや異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/01/12	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	滋賀県					〇	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	調査の結果、〇使用者は、事故発生前日にカートリッジタンクへ給油した際、灯油をあふれさせたためカートリッジタンク表面の灯油を軽く拭き取って当該製品へ戻し、その日は使用せず、事故発生日の9時頃に当該製品を点火し、12時40分頃に部屋の中で「バチバチ」という異音が生じたので当該製品からカートリッジタンクを抜き出して戻したところ、当該製品付近から火花が飛び散って周辺に延焼したとの申出内容であった。〇当該製品は全体が著しく焼損しており、天板に火災時の落下物と接触して生じたと推定される大きなへこみがあり、操作部と左右の取っ手の樹脂部品が焼失していた。〇プリント基板は焼損して炭化していたが、部分的な過熱の痕跡等の異常は認められなかった。〇電源トランス、電磁ポンプ、気化器のソレノイド及び送風ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。〇本体内の配線は焼損して断線していたが、溶融痕は認められなかった。〇電源コードを含む電気配線に出火の痕跡は認められなかった。〇点火電極、フレームロッド、炎口、混合管に異常はなく、バーナーに異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンク、油受皿及び油配管に油漏れの痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電気系統、燃焼系統及び油系統に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/01/18	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	千葉県			2		〇	(火災、軽傷2名)当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	〇当該製品は全体が焼損しており、カートリッジタンク挿入部周辺が著しく焼損していた。〇カートリッジタンクの口金表面の樹脂製部品は焼失していたが、口金は閉まっていた。〇口金が挿入される油受皿の内部に油フィルター及び口金表面の樹脂製部品と推定される溶けた樹脂が固まっており、溶融物の内部や周囲にティッシュのような紙が焦げた状態で付着していた。〇送油経路に油漏れは認められず、燃焼部にすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/01/19	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	岩手県			1		〇	使用中の石油ファンヒーターから出火して住宅を全焼し、1人が軽傷を負った。	事故品カートリッジタンクからガソリン臭が生じたことから、ガソリン誤給油の可能性が考えられるものの、機器に異常燃焼等の出火に至る異常は認められず、詳細な使用状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。	

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
 2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
 3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
 4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	〇〇中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2022/01/26	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	岡山県					○	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	調査の結果、○使用者は、一週間前に石油ストーブが焼損して使用できなくなったため、事故発生の前日に当該製品を購入し、事故発生日の20時頃、当該製品の運転スイッチを入れた際にエラーが出たが、そのまま1~1.5時間ほど使用を継続したところ、当該製品から出火して住宅を全焼した。○当該製品は全体的に焼損しており、上部は落下物による変形が認められ、樹脂部品の操作盤や取っ手は焼失していた。○メイン基板は焼損して一部が割れていたが、全体は残っており、局部的に焼失している箇所はなく、配線類は全体が焼損して分断していた箇所もあったが、当該製品内部の電線に球状の溶融痕は認められなかった。○燃焼室内側にすずが薄く付着していたが、最上部にすずの付着はほとんど認められず、燃焼室内部に強い焼けは認められなかった。○バーナー網(炎口部)は破損していないが、すずの付着が認められた。○酸化器は熱の影響でロウ付け部分が外れていたが、油漏れ等の痕跡はなく、異常は認められなかった。○カートリッジタンク、油受皿、油配管等に油漏れの痕跡は認められなかった。○警察が油受皿の残さを分析したところ、ガソリンが検出された。○使用者は、当該製品に給油した燃料を1月20日に近所のセルフスタンドで入手し、灯油の樹脂製容器に保管していたが、セルフスタンドでの給油時に店員が給油したのかは確認出来なかった。●当該製品は、電気系統及び油系統に出火の痕跡や異常は認められず、油受皿の残さからガソリンが検出されたことから、ガソリンの異常燃焼が生じて出火に至ったものと考えられ、セルフスタンドでの燃料購入時の状況が不明のため、ガソリンが給油された原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/01/29	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	神奈川県					○	(火災)飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品を使用中、給油のため消火せずにカートリッジタンクを取り出したところ、ロ金キャップが外れ、灯油がこぼれて燃え上がったとの申出内容であった。○当該製品の燃焼筒に段差や変形は認められず、すずの付着も少なく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクのロ金に変形等の異常は認められなかった。○同等品による実験の結果、ロ金キャップが外れる位置から10度未満の締め込みにあつては、取り出すときにロ金キャップが外れ、油漏れが生じた。●当該製品は、使用者がカートリッジタンクのロ金キャップを完全に締めないまま本体にセットしたため、タンクの取り出し時にロ金キャップが外れ、こぼれた灯油が本体に掛かり、出火したものと推定される。なお、カートリッジタンクには、「給油は必ず消火し、油量計を確認しながら給油する。」、「給油後、ロ金は確実にしめる。」、「ロ金を下にして油漏れがないか確認する。」旨、記載されている。	
2022/02/03	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	滋賀県					○	当該製品及び建物を全焼し、10棟を類焼する火災が発生した。	調査の結果、○近隣住人が当該住宅から炎が出ているのを発見し、使用者を避難させ消防へ通報したが、住宅を全焼し周囲の10棟を類焼した。○消防が火災現場を確認したところ、台所の当該製品の周囲の2か所及び当該製品の上から背面にかけて焼損した衣類が発見された。○家族(使用者の夫及び娘)によれば、使用者はふだんから衣類を周辺へまき散らす行為を繰り返していたとのことであった。○天板の裏面、燃焼筒内部及びびん案内筒内部にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○置台は、著しく焼損して黒色に変色していたが、しん案内筒の下部にあたる置台中央部及び裏面に過熱痕跡はなく、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品を点火後に天板の上や燃焼筒の奥へ衣類を置いたことで発火して周囲に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「衣類などの乾燥には使用しない。」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品
2022/02/05	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	滋賀県			1		○	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○使用者は、ふだんから居間に置かれた段ボール箱の上に木製板を敷き、その上に当該製品を載せて使用しており、事故発生直前に当該製品の上へ灯油の樹脂製容器を載せてカートリッジタンクへ給油し、当該製品を点火後にカーテンと当該製品の間を通過して浴室へ向かい、シャワーを浴びていたところ居間で炎が出ていることに気づき、浴室から出たところ周辺が火の海の状態であった。○当該製品は著しく焼損しており、前面下部の操作部、左右両側面上部の取っ手、背面下部の電池ケース等の樹脂製部品が焼失し、外枠の左背面側に落下物の衝突と思われるくぼみが認められた。○カートリッジタンクはロ金が開まった状態で膨張しており、油量計窓の樹脂が溶融して前面方向に垂れて固着し、油量計窓に穴が空いていた。○燃焼筒は、ガラス外筒の外側半分程度にすずの付着が認められたが、燃焼筒内部の外炎筒及び内炎筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○対震自動消火装置及び給油時自動消火装置に異常は認められず、しん調節ダイヤルが取り付けられていたスピンドルのDカット部は平面が消火位置の3時方向を示しており、しんの位置が一27mmであったことから、落下物の衝突で対震自動消火装置が作動したものと推定された。○しん先端にタールの付着は認められず、油受皿に油漏れの痕跡は認められず、置台の中央部に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○当該製品とカーテンとの距離は約45cmで、カーテンは当該製品に届く長さであった。○取扱説明書には、「可燃物の近くで使用しない。」、「不安定な場所で使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、カーテンが当該製品にかぶさったことで着火し、周囲へ延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/02/15	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	神奈川県					○	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品へ給油の際に灯油をこぼし、その後の運転再開時に当該製品から炎が出たとの使用者の供述内容であった。○当該製品の外観は、前面の温風吹出口より上部が焼損し、内部は燃焼部の外側にすずの付着が認められた。○プリント基板等の電気部品に出火の痕跡は認められず、燃焼部へのすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○送油部及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。●使用者が給油の際にこぼした灯油が当該製品の燃焼部に掛かり、運転した際に灯油に引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄(「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病又は後遺障害
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	〇中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2022/02/18	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	千葉県					〇	当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生した。	調査の結果、〇当該製品を使用中、燃焼筒底部脇付近から炎が漏れ出る異常燃焼を確認し、緊急消火ボタンを押したが消火しなかったため、当該製品を屋外に持ち運び、火災に至ったとの申出内容であった。〇当該製品の樹脂製部品は全て焼失していた。〇天板裏側、油受皿の正面及び裏面、カートリッジタンクにすずが付着していた。〇燃焼筒にすずが付着していたが、燃焼筒内は閉塞していなかった。〇置台に吹き返し現象による焼け跡は認められなかった。〇カートリッジタンク及び油受皿内部の液体からガソリン成分が検出された。〇灯油の入った樹脂製容器はガソリン携行缶と同じ建物で保管され、事故発生現場から蓋が外れている膨張したガソリン携行缶が発見された。●当該製品のカートリッジタンクにガソリンが混入したため事故に至ったものと考えられるが、ガソリンが混入した原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/02/24	2023/01/13	石油ストーブ(開放式)	愛知県	1				〇	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	〇当該製品は、全体が著しく焼損していた。〇天板及び前面ガードに可燃物が付着した痕跡は認められなかった。〇燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンクの給油口は、閉まった状態で焼損していた。〇しんは火が消える位置で焼損していた。〇油受皿底面に油漏れは認められなかった。〇置台上面に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/03/06	2023/01/13	石油ファンヒーター(開放式)	埼玉県						使用中の石油ファンヒーターのカートリッジタンクから燃料が漏れて出火し、床を焼損した。	事故品を消火せずにカートリッジタンクに給油をしたところ、カートリッジタンクのふた(ネジ式)の締め付けが不完全であったため、本体にセットしようとした際に灯油が漏れ、ファンヒーターの火が引火して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、給油時の注意として、「油漏れ確認、給油時消火、居室内給油禁止」の警告表示とともに、「使用前の給油のしかた」について表記されている。	
2022/03/09	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	千葉県					〇	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇給油したカートリッジタンクを当該製品に装着して電源を入れた後、すぐに当該製品を覆うように出火したため、カートリッジタンクを取り出して屋外へ移動させたとの使用者の申出内容であった。〇燃えた靴下等を当該製品のカートリッジタンク挿入部へ入れたと使用者は証言している。〇当該製品の外観は、正面向かって右側前方と左側後方に焼けやすすの付着が多く認められ、また、その近傍の製品底部に焼損したスリッパ、製品天板に焼損した靴下が付着していた。〇カートリッジタンク挿入部のタンクガイド(L字状の板部品)は、カートリッジタンクが接する面に多くのすずの付着が認められ、両面の下部にある孔周辺に強い焼けが認められた。〇燃焼室及びバーナー等の燃焼部に異常燃焼した痕跡は認められなかった。〇電源コード及び基板、配線等の電気部品に一部焼損が認められたが、出火の痕跡は認められなかった。〇送油系統、油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。〇燃料は屋外に灯油の樹脂製容器で保管されており、ガソリンの保管は認められなかった。●当該製品が出火に至ったメカニズムが不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/03/29	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	北海道	1		1		〇	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。	調査の結果、〇入浴前に脱衣場を暖めるため、当該製品を点火して約5分後、「ボン」という音が出たので脱衣場を確認すると、当該製品とその周りが燃えていた。当該製品は、購入後から脱衣場で使用されており、清掃等を含め、手入れは行われていなかった。〇当該製品の焼損は著しく、外面の塗装は焼失し、しん調整つまみ、点火ボタン等の樹脂部品は、焼失していた。〇カートリッジタンクは、膨張等の変形及び穴空きは認められず、給油口も閉じていた。〇燃焼筒に若干すずの付着が認められたが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇油受皿の裏面にすずの付着が認められたが、穴空きは認められなかった。油受皿のしん案内筒内部にすずの付着が少量認められた。〇置台表面のしん案内筒直下にはほぼ円形に黒い焼損箇所が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/03/31	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	石川県					〇	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇使用者はカートリッジタンクに半量程度の灯油を給油し、当該製品にセットして点火棒を用いて点火したところ、約30分後に当該製品から黒い煙が上がり、炎が出たことから、当該製品を布団で包み、水を掛けて消火したとの申出内容だった。〇当該製品のしんはスピード消火位置に下がっており、先端にタールの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇給油時自動消火装置及び対震自動消火装置は正常に動作した。〇燃焼筒はガラス部が破損し、変形が認められたが、すずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンクは口金が外れた状態で火災現場から1.5m離れた位置に落ちていたが、焼損等の異常は認められなかった。〇油受皿、置台等のその他の部品に出火に至る異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/04/02	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	青森県					〇	使用中の石油ファンヒーター付近で爆発が起き、周辺を破損し、軽傷を負った。	事故品に出火の痕跡は認められず、事故発生時の使用状況が不明であるが、室内に置かれていたスプレー缶が運転中の事故品の温風で過熱されて破裂し、気化した可燃性ガスに事故品の炎が引火して爆発した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/04/04	2023/10/31	石油ストーブ(半密閉式)	北海道					〇	当該製品及び建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	調査の結果、〇翌日5時に点火するよう当該製品のタイマーをセットした。事故発生日の5時20分頃、当該製品の後ろ側から火災が天井まで立ち上がっているのを見出したとの申出内容であった。〇当該製品の焼損は著しく、正面左側の底面付近に樹脂等の溶融物が固着していた。〇熱交換器上部に、溶融した樹脂が付着した痕跡が認められた。〇熱交換器、燃焼筒等の燃焼経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇制御基板、トランス等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	〇〇中毒	火災	事故の内容	事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等)	備考
2022/04/05	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	岩手県	1				〇	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	調査の結果、〇燃焼筒内部にすすの付着等の異常燃焼は認められなかった。〇カートリッジタンクは蓋が閉まった状態でタンク室に収まっており、変形等の異常は認められなかった。〇しんは消火位置より下に降りていた。〇油受皿に穴はなく、油漏れの形跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/04/24	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	京都府					〇	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、2棟を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇使用者が当該製品のカートリッジタンクを本体から抜き、樹脂製灯油タンクから給油後、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際に灯油がこぼれて炎が出た。〇使用者によれば、カートリッジタンクの口金が確実に締まっていなかったと思うとの申出内容であった。〇当該製品は全体が焼損し、操作部、左右の取っ手及び電池ケースが焼失しており、天板にタオルが溶着していた。〇天板の裏、燃焼筒の内炎筒、外炎筒及びしん案内筒内部にすすは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。〇しんは基準面から-19mmの位置で「消火」の位置であった。〇しん案内筒内部にすすの付着はなく、置台の上側及び裏側に過熱の痕跡がなかったことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●当該製品は、異常燃焼、油漏れ及び吹き返し現象の痕跡はないことから、給油後のカートリッジタンクを本体に戻す際に口金が外れて灯油がこぼれ、こぼれた灯油が天板から燃焼筒にかけて発火し周囲へ拡大したものと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。なお、取扱説明書には、「口金を確実に締める。口金を下にして油漏れがないことを確認する。口金を斜めに締める」と火災の原因になる。」旨、記載されている。	
2022/04/30	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	広島県			2		〇	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、1棟を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	調査の結果、〇給油後、当該製品を点火したところ白煙が発生し、約30分後に炎が天井付近まで立ち上がり、周辺の棚にあった可燃物に着火した。〇当該製品は著しく焼損し、火災時の落下物により大きく変形していた。〇内部の油受皿及びカートリッジタンクに変形や穴空き等の異常は認められなかった。〇燃焼筒のしんは対震自動消火装置等の消火機能が作動した消火位置にあり消火機構は正常であった。〇当該製品に異常燃焼を生じた痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/05/01	2023/10/31	石油給湯機	新潟県					〇	集会所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇使用者は、7～8年前に当該製品に不具合が発生したが、部品がないことから修理を断念したとの申出内容であった。〇バーナー部の焼損は著しく、点火電極の摩耗及び電磁ポンプのリングの硬化が認められた。〇バーナー部で点火不良等の異常燃焼があり、燃え残った灯油がサイレンサー内部に強い灯油臭等の異常燃焼の痕跡が認められ、熱交換器との接合部に灯油に引火した際に生じた熱気漏れの痕跡が認められた。〇消火活動の際に、電磁ポンプ付近から灯油のような液体が漏れていたとの申出内容であった。●当該製品は、使用者が不具合を認識しながら使用を続けたため、着火不良等によりサイレンサー内に未燃灯油がたまり、たまった灯油に引火、熱交換器とサイレンサー接続部から機器内に熱気が漏れたことから、熱気と長期使用(約23年)により電磁ポンプのリングが劣化して灯油漏れを生じ、漏れた灯油に引火し、バーナー部を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から15年以上経過した製品
2022/06/30	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	北海道					〇	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇当該製品を使用中、本体のカートリッジタンク室部分から炎が立ち上がったとの申出内容であった。〇当該製品は、カートリッジタンク室を中心に焼損していたが、カートリッジタンクは本体から抜かれた状態で発見され、タンクに焼損箇所は認められなかった。〇燃焼筒に異常燃焼した痕跡は認められなかった。〇油受皿に腐食等による穴空きはなく、灯油が漏れた痕跡は認められなかった。〇しん上下機構に異常は認められず、しんは消火位置であった。〇カートリッジタンクはリコール未対策品であったが、タンク内には灯油が半分以上残存しており、給油口より油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品
2022/10/28	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	新潟県					〇	使用中の石油ファンヒーター付近から出火して、周辺を焼損した。	事故品に出火の痕跡は認められず、事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/11/03	2023/10/31	石油ストーブ(密閉式)	秋田県					〇	当該製品を焼損する火災が発生した。	当該事業者は、当該製品を焼損したとの連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
2022/11/04	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	神奈川県	1				〇	石油ストーブから出火して周辺を焼損し、1人が重傷を負った。	事故品は、空気取り入れ口の下に炭化物の堆積が認められ、置台の表面に焦げつきや変色が認められたことから、置台に堆積したほこり等によりしん案内筒への空気の流入が阻害され、吹き返し現象が発生したと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	
2022/11/30	2023/10/31	石油ストーブ(開放式)	愛知県					〇	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、〇当該製品の置台に灯油が漏れたため、灯油を拭き取り、屋外でから焼きを行ったところ出火していたとの申出であった。〇事故発生前日、満タンにしたカートリッジタンクを装着したまま、使用者が当該製品を別室に動かしていた。〇カートリッジタンクのねじ式の口金装着部に異常は認められなかった。〇芯は強燃焼の位置で、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇油受皿の底面に腐食穴はなく、灯油漏れは認められなかった。〇置台内部は、堆積した埃が焼損しており、マッチ棒の残骸も認められた。●当該製品に異常は認められず、当該製品を使用者が移動した際に油受皿からあふれた灯油が置台に堆積した埃に染みこんでいたため、屋外でのから焼き時に風で置台側に逆火が生じて引火した、又は点火に用いたマッチの燃えかすにより引火したものと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品
2022/12/08	2023/10/31	石油ファンヒーター(開放式)	石川県					〇	使用中の石油ファンヒーター付近から異音が生じて出火し、周辺を焼損した。	事故品に異常は認められず、事故発生時の使用状況が不明であるが、付近にあったスプレー缶から噴出した可燃性ガスに運転中の事故品の炎が引火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)